# 第３章　歴史的風致の維持及び向上に関する方針

## ３－１．歴史的風致の維持及び向上に関する課題

### （１）歴史的建造物や伝統行事等活動の認知度の向上に関する課題

本門寺五重塔をはじめとする重要文化財や、御会式など開催時には区内外から大勢が集う伝統行事など、区内には周知の歴史・文化資源が多数みられる。しかし一方で、地域の社寺や町内などで受け継がれ、地域だけで認知されている歴史的建造物や祭礼等の歴史・文化資源も数多く存在している。

これら地域だけで認知されている歴史・文化資源は、地域住民にとっては身近なものであり、その希少性や重要性は認識されているものの、なかには学術的な調査や検証、価値付けが十分に行われていないものもあり、多くの人がその魅力に気が付かず、保存や活用のきっかけを失っている場合がある。

### （２）歴史的建造物の保存・活用の推進に関する課題

歴史的建造物のなかには個人所有のものが少なくない。国、都、区の指定文化財のうち、有形文化財（建造物）の 12 件は全てが社寺所有であるが、国登録有形文化財（建造物）は、31 件のうち 14 件が個人宅である（その他、商店等として利用されている建造物もある）。

これら指定・登録文化財だけでなく、未指定文化財を含めた歴史的建造物のなかには、その所有者の高齢化や後継者不足、代替わり後の保護意識の希薄化、また維持管理・保存に必要な費用などを理由に十分な管理が行われず、荒廃が進むものもある。また、歴史的建造物の価値に対する認知度の低さなどから、市街地の開発が進むなかで知らないうちに解体や改変が行われる場合もみられる。

一方、歴史的建造物の活用に関しては、大田区が所有または管理する建造物をはじめ、所有者に協力を得た社寺など一部の建造物では一般公開を行っているが、施設の耐震性など見学者に対する安全性が十分に確保できていないものも存在する。また、駐車場やトイレなどの快適性、さらには施設の由緒書きや施設を巡り散策するための情報提供など、ハード・ソフトの両面からの整備が十分であるとはいえない。

## （３）歴史的建造物の周辺環境の保全と向上に関する課題

大田区では、平成 25 年(2013)４月に「大田区景観条例(平成 25 年 3 月 15 日条例第 16 号)」を施行し、同年 10 月には「大田区景観計画」を施行した。現在、大田区では、景観法、条例及び景観計画に基づいて、市街地類型別や景観形成重点地区別などの立地特性に応じた良好な景観の形成の誘導を進めている。

しかし、特に、開発が進む新陳代謝が激しい地域においては、歴史的建造物の周辺が必ずしもそれら建造物を引き立て、または調和する環境になっているとはいえない。

景観計画で景観誘導の主な対象となっている民間の建築物だけでなく、公共建築物、道路、河川、公園等の公共施設も周辺環境を構成する要素の一部であるが、歴史的建造物を引き立てる、または調和する形態意匠となるよう工夫されているとは言い難い状況である。

## （４）人々の歴史や伝統を反映した活動の継承と活性化に関する課題

大田区には、御会式や千部会などの池上本門寺(日蓮宗)に関わる行事をはじめ、水止舞や六郷神社の流鏑馬など文化財に指定されている伝統行事など、多くの区民に親しまれている活動が多数ある。またその他にも、除病習俗など地域の伝承や生業と結びついた伝統行事や民俗芸能、社寺に関わる祭礼など、歴史や伝統を反映した多くの活動が各所でみられる。

しかし、こうした伝統行事や祭礼のなかには、高齢化による担い手の減少を始め、少子化、経済事情、価値観の多様化、新旧住民の軋轢などによる地域コミュニティの希薄化など、様々な要因によって活動の継承や伝承が困難になってきているものもみられる。事実、延命寺で行われている都指定文化財(無形民俗)の双盤念仏は、男性のみで講を組織することが一般的であり、一時は担い手不足で存続が危ぶまれたなか、女性の参入を進めたり、口承を原則としていた講に譜面や録音テープを導入したりするなど、後継者不足を補う工夫が行われている。

また、同時に、伝統行事や民俗芸能を支える太鼓や鉦、面、獅子頭、装束などの用具類の維持管理や修繕にかかる資金調達に苦慮している。

## （５）歴史文化(歴史的風致)を活かした地域活性化に関する課題

歴史文化を将来へ継承し、さらに歴史的風致として維持向上していくためには、歴史的建造物の所有者や活動の当事者だけでなく、地域住民や来訪者、さらには市街地開発に関わる設計者や工事関係者などを含めた全ての人たちが、歴史文化を認識し、

価値を認め、周辺の市街地を含むまちづくりに対して意識を高め取り組んでいくことが大切である。

しかし、現在、区内における指定･未指定文化財の新たな掘り起しと価値付けが十分ではないこと、また、単体の文化財としてだけでなく、時代やテーマ、関係する人物などで関連付けた「文化財群」としての整理と情報発信が不足していることなどから、区民や来訪者に対する「見える文化財」としての整備が行き届いておらず、結果として、地域活性化には、あまり結びついていないようである。

また、近年の訪日外国人観光客(インバウンド)の増加に対応するためのサイン案内板の多言語化や「やさしい日本語」の表記、さらには文化財などの歴史的建造物を活用した特別な会議やイベントの開催(ユニークベニュー)など、歴史文化や歴史的建造物などの活用を通じた地域活性化への取組みは、まだ十分に行えていないのが実情である。

## 3-2. 上位関連計画における歴史的風致の維持及び向上に関する位置付け

本計画は、総合計画と計画間調整を図るとともに、大田区都市計画マスタープランと整合が取れたものとする。

そのうえで、大田区景観計画や大田区緑の基本計画グリーンプランおおたなどの関連する計画との連携と調和を図り、歴史的風致を活かしたまちづくりを推進する計画として位置付けるものとする。

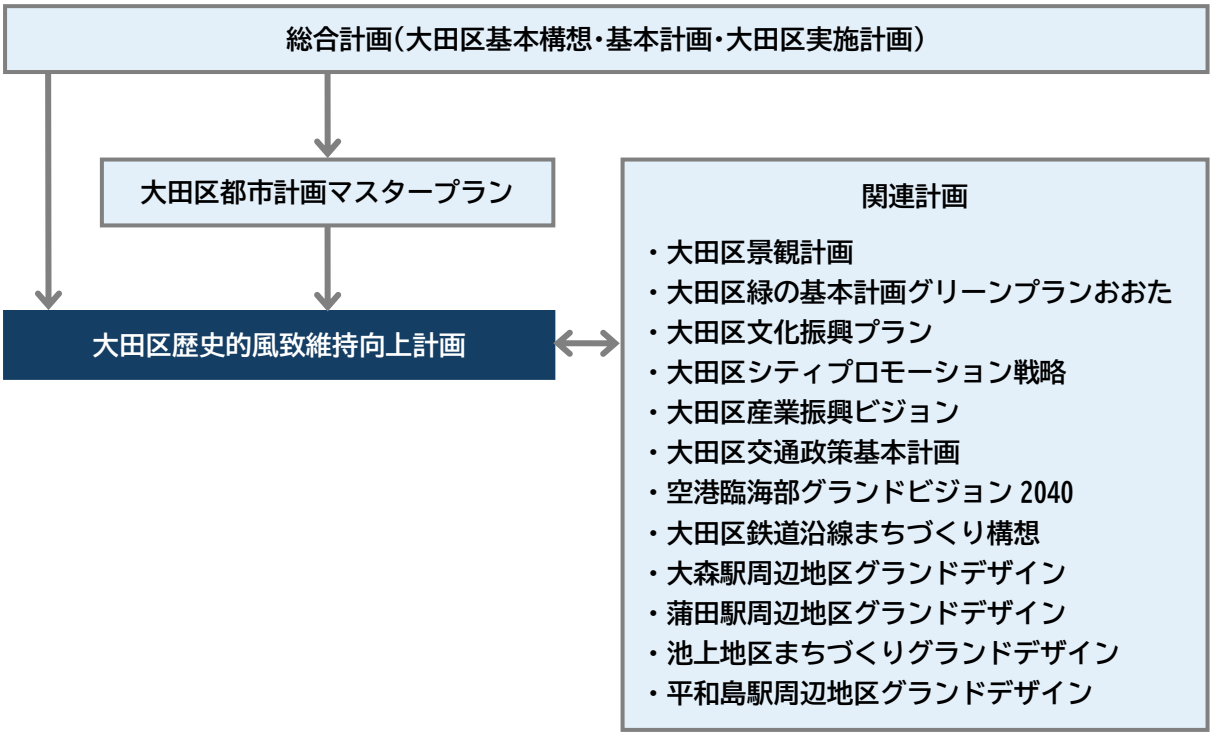


図 3-2-1　上位・関連計画との関係

## （１）大田区基本構想　（令和６年(2024)３月策定）

大田区基本構想は、令和 22 年(2040)ごろの大田区のめざすべき将来像を提示し、今後のまちづくりの方向性を示した、区の最上位の指針である。

基本構想では、将来像を「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」と掲げ、将来像を実現するためのまちの姿として、４つの基本目標を定めている。

４つの基本目標のなかで、歴史や文化の保全･活用、また歴史まちづくりに関連するものとしては「２.文化を伝え育み 誰もが笑顔でいきいき暮らすまち」を定めており、多彩な文化や芸術、歴史や伝統が暮らしとともにあることで、心が潤い、豊かな感性が育まれている将来を描いている。

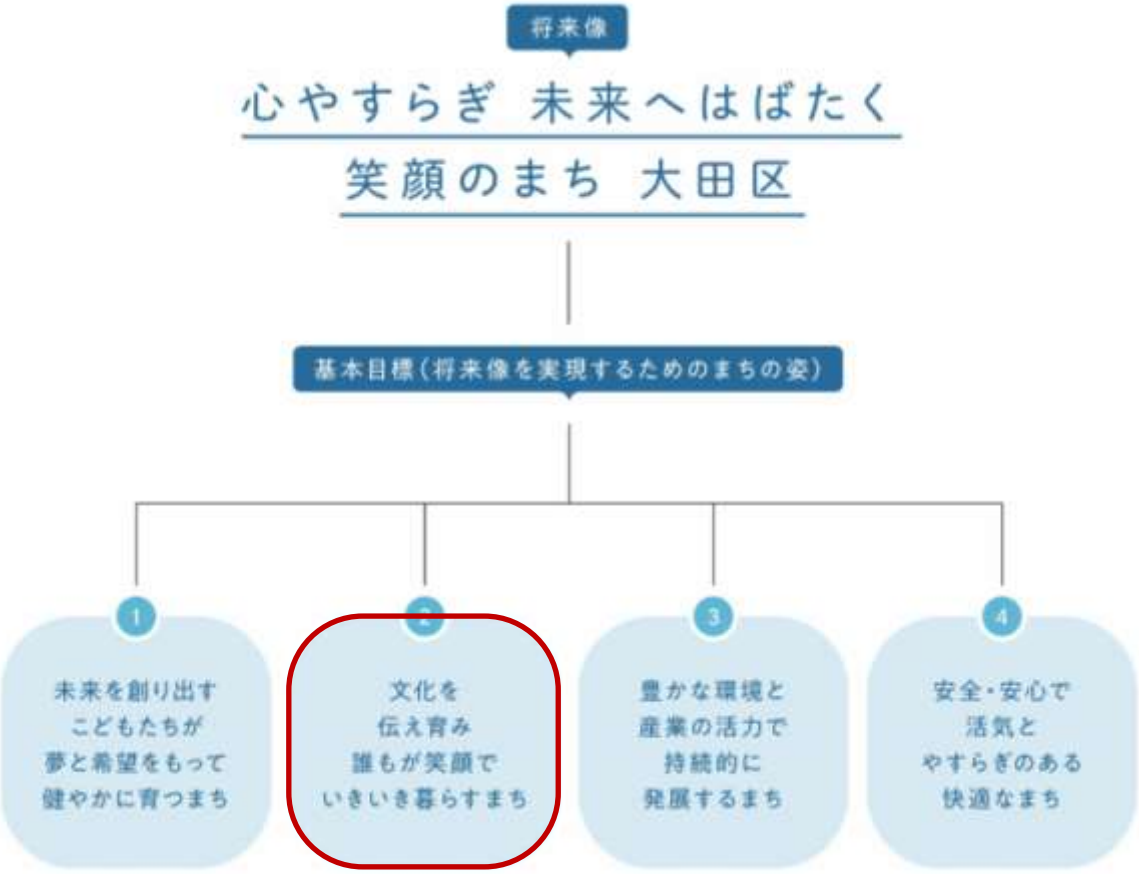


図 3-2-2　将来像と基本目標

図 3-2-3　将来像

図 3-2-4　基本目標（歴史まちづくりに関連する部分を抜粋）

## （２）大田区基本計画　（令和７年(2025)３月策定）

大田区基本計画は、計画期間を令和７年度(2025)から令和 14 年度(2032)までの８年間(第１期)とし、基本構想で掲げた将来像「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を実現するための施策等をまとめたものである。

８年後の大田区のまちの姿として、「心豊かに日々の生活を送れるまち」「機能的な都市づくりが進むまち」「デジタル技術を活用した利便性の高いまち」の３つを掲げ、その実現に向けた 28 の施策を示している。

図 3-2-5　施策の体系と地域の文化資源の保存･活用の推進について

## （３）大田区都市計画マスタープラン　（令和４年(2022)３月改訂）

大田区都市計画マスタープランは、2040 年代を目標年次とした、中長期的な視点に立った都市の将来像を示し、その実現に向けた大きな道筋を示したものである。

都市計画マスタープランでは、将来都市像を「『暮らす･働く･訪れる』大田区らしい多彩な景色が人々を惹きつける」と定め、将来都市像を実現するための、ソフト施策とハード施策を織り交ぜた４つの都市づくりテーマを示している。また、４つの都市づくりテーマを踏まえて、６つの部門別方針、７つの地域別方針を示している。

こうしたなか、特に６つの部門別方針のうち、「５.住環境部門」で、「大田区らしい多彩なまちなみづくり」とした「景観都市づくり」において、景観形成の推進と合わせて、地域固有の歴史的･文化的資源をはじめとした多様な資源を活かしながら、まちづくりを進めることが示されている。

さらに、７つの地域別方針に関しては、「台地部地域」、「馬込･池上地域」、「大森地域」等で、産業、旧街道、社寺等の歴史･文化資源を活用したまちづくりの推進が示されている。

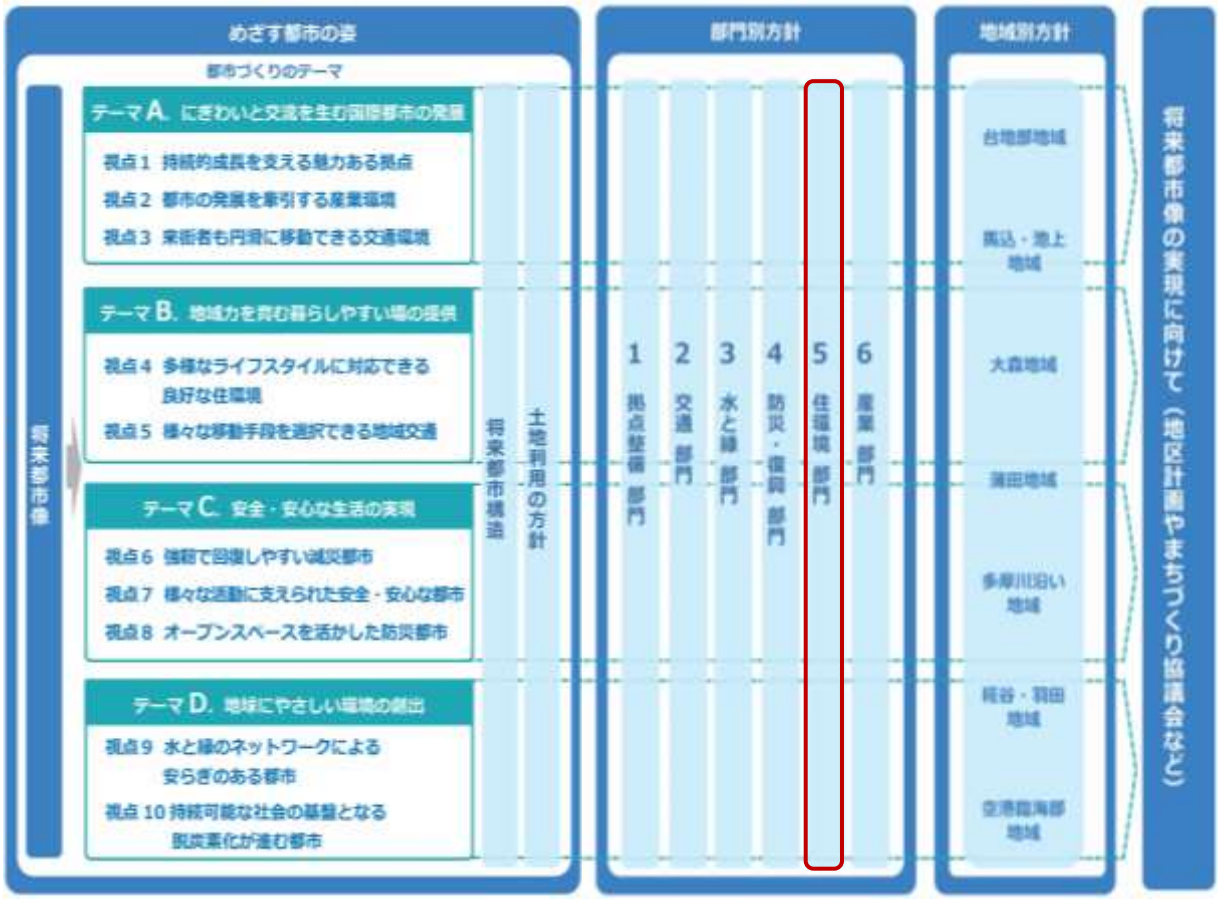


図 3-2-6　めざす都市の姿・部門別方針・地域別方針

**住環境部門**

**1．住環境施策の推進**
- ①地域の特性に対応した住環境の保全や改善
- ②良好な住宅ストックの形成と住宅の質の維持・向上

**2．多様なライフスタイルを支える都市機能の充実**
- ①子育て、健康と生きがい、高齢者の視点を取り入れた都市づくり
- ②スポーツや健康のための環境整備と活性化
- ③公共施設の効果的・効率的な施設マネジメントの推進
- ④地域との連携・協働による都市づくり

**3．誰もが利用しやすい公共空間づくり**
- ①ユニバーサルデザインに配慮した地域づくり

**4．大田区らしい多彩なまちなみづくり**
- ①景観都市づくり
- ②景観づくりのための仕組みづくり

**5．地域防犯力の向上**
- ①地域防犯活動の支援

**6．環境負荷の少ない都市の形成**
- ①環境性能の高い建築物の誘導
- ②建築物におけるエネルギー利用の効率化と災害への備え
- ③住環境のスマート化

**4．大田区らしい多彩なまちなみづくり（P.96　拠点整備・住環境・産業部門図参照）**

**①景観都市づくり**

良好な住環境形成に寄与するとともに、国際都市にふさわしい景観づくりを進めます。

良好なまち並み形成

- 地域特性を反映したきめ細かな景観形成の方針や景観法※に基づく届出制度等の運用をはじめ、様々な取組を体系的に進め、良好な景観形成を誘導します。
- 景観形成にあたっては、自然・みどり資源、歴史的・文化的資源をはじめ、多様な産業や暮らしが育んできた大田区特有の景観資源を活かした景観づくりを推進し、大田区らしい眺望・景観づくりを進めます。
- 良好な景観が維持されている地区又は今後さらに良好な景観形成を図る必要がある地区については、景観特性やまちづくりの動向に応じ、重点的に景観づくりを推進すべき地区として「景観形成重点地区」の指定に向け、検討や支援を進めます。
- 緑豊かな住宅地や町工場に隣接した住宅地など、多様な住宅地が持つ生活文化を景観資源として捉え、暮らしに根差した景観づくりを進めます。
- 住宅地としてのたたずまいや落ち着き、地形、まちのにぎわいなど、地域の個性を活かした景観形成により、区民の生活の場としての質を高めます。
- 陸・海・空からの見え方に配慮するなど、国際都市として日本の玄関口にふさわしい景観の形成を進めます。
- ライトアップをはじめ、周辺環境と調和した夜間景観の創出を検討します。
- 屋外広告物の表示及び掲出については、周辺のまちなみとの調和を図り、良好な景観誘導を図ります。

図 3-2-7　部門別方針のうち、住環境部門に位置付けられている景観都市づくり

図 3-2-8　地域別方針のうち、台地部地域の方針

図 3-2-9　地域別方針のうち、大森地域の方針

図 3-2-10　地域別方針のうち、馬込･池上地域の方針

## （４）大田区景観計画　（平成 25 年(2013)10 月策定）

大田区景観計画は、景観法に基づいて、区全域を景観計画区域とした計画である。

景観計画では、景観計画の目標を「自然環境、歴史、文化などの資源とともに、地域力を活かした世界に誇ることができる多彩で魅力的な景観のあるまちをめざします。」とし、４つの基本方針を示したうえで、７つの市街地類型や景観形成重点地区ごとに、景観形成方針をはじめ、届出対象行為(届出行為、届出基準)と景観形成基準を示している。

特に、４つの基本方針のうち「基本方針２　歴史と文化を活かした景観づくり」では、①歴史的な資源の集積を活かした景観づくり、②良好な住宅地形成の歴史を活かした景観づくり、③旧街道の歴史を活かした景観づくり、④多様な歴史資源を活かした景観づくりとして、区内の様々な場面(場所)において、歴史･文化資源を活かした景観形成について示されている。

図 3-2-11　大田区景観計画の構成

## ■景観計画の目標

**自然環境、歴史、文化などの資源とともに、地域力を活かした
世界に誇ることができる多彩で魅力的な景観のあるまちをめざします。**

## ■景観形成の基本方針

### 基本方針１　地形、水辺、緑などの自然を活かした景観づくり

①崖線の緑と調和した景観づくり
②地形の高低差に配慮した景観づくり
③多様な水辺を活かした景観づくり
④まとまりのある緑との連続性に配慮した景観づくり
⑤街なかの公園との連続性に配慮した景観づくり
⑥緑道・緑地を活かした景観づくり
⑦特徴ある街路樹や水路を活かした景観づくり
⑧緑豊かな住宅地の景観づくり

### 基本方針２　歴史と文化を活かした景観づくり

①歴史的な資源の集積を活かした景観づくり
②良好な住宅地形成の歴史を活かした景観づくり
③旧街道の歴史を活かした景観づくり
④多様な歴史資源を活かした景観づくり

### 基本方針３　地域の個性を育む景観づくり

①多様な土地利用に応じたきめ細やかな景観づくり
②区の中心拠点となる大森・蒲田のにぎわいのある景観づくり
③商店街のにぎわいに資する景観づくり
④「ものづくりのまち」の魅力を活かした景観づくり
⑤公共公益施設を活かした景観づくり
⑥多様な生活文化資源を活かした景観づくり

### 基本方針４　日本の玄関口にふさわしい景観づくり

①羽田空港及び羽田空港跡地・周辺地区における景観づくり
②大田区の特徴となる活力ある産業景観づくり
③運河を活かした水と緑の景観づくり
④空、海、陸からの見え方に配慮した景観づくり

## （５）大田区緑の基本計画グリーンプランおおた （令和５年(2023)３月改定）

大田区緑の基本計画グリーンプランおおたは、平成 23 年度(2011)から令和 12 年度(2020)を目標年次とした 20 ヵ年の、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画であり、令和５年３月の改定は、令和５年度(2023)から令和 12 年度(2020)までの８ヵ年を計画期間とする「第２期計画」である。

なお、緑の基本計画で用いる「みどり」とは、樹木、樹林、草地、草花などの「植物の緑」だけでなく、河川や海、池沼などの「水辺空間」、さらには公園や広場、道路、学校などの「公共空間」、家々の玄関先や庭、工場事業所、農地などの「民間の緑の空間」に加え、そこに息づくさまざまな生き物、まちなかの歴史･文化資源など、都市の環境、暮らし及び文化などを支える幅広いものとしている。

緑の基本計画では、基本理念を「地域力が支える 空からも見える豊かなみどりを未来を担う子どもたちに贈ります」とするとともに、将来像を「こころ豊かに住み続けられる『みどるあふれるまち』」、「多様なみどりが広がる世界に向けた『おもてなしのまち』」、「みどりがつながる『地球にやさしいまち』」として定めて、４つの基本方針に基づく具体の施策を示している。

図 3-2-12　みどりの役割

■緑の基本計画の基本理念

地域力が支える
空からも見える豊かなみどりを
未来を担う子どもたちに贈ります

■緑の基本計画の将来像

1. こころ豊かに住み続けられる「みどるあふれるまち」
2. 多様なみどりが広がる世界に向けた「おもてなしのまち」
3. みどりがつながる「地球にやさしいまち」

■緑の基本計画の基本方針

基本方針 Ⅰ
地域力を活かし、笑顔につながるみどりをみんなで育てます

基本方針 Ⅱ
空からも見える骨太なみどりでたくさんの人々をもてなします

基本方針 Ⅲ
大田区ならではの誇れる多様なみどりを未来へ引き継きます

基本方針 Ⅳ
暮らしを支え、こころ豊かになるみどりを増やし、つなげます

## （６）大田区文化振興プラン　（平成 31 年(2019)３月策定）

大田区文化振興プランは、大田区における文化の振興及び文化を通じたまちづくりの基本的な考え方と施策の指針を示したものである。計画期間は、当初、昭和 31 年度(2019)から令和５年度(2023)の５年間であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて２年延長され、令和７年度(2025)までとなった。

まちの将来像を「文化を愛し育み創造する、にぎわいのあるまち大田区～地域力を活かした多様な文化とのふれあい～」とし、３つの基本目標を掲げる。そのなかで、特に「②区民とともに文化をつくり、発信する」では、地域文化の保存･継承･活用として、「地域の歴史や文化資源の再発見と保存･活用」と「伝統文化の保存･継承･活用」を示し、博物館や記念館を中心とした取組や文化財の保存･保護に努めて啓発活動を行っていくことを示している。【令和８年(2026)４月に改訂予定】

## （７）大田区シティプロモーション戦略　（令和７年(2025)３月策定）

大田区シティプロモーション戦略は、令和７年度(2025)から８年間を対象とした、大田区の魅力を発信し、住み続けたいまちづくりを推進するための計画である。

あるべき姿としての「持続可能な大田区」の実現が掲げられ、特に、子育て世帯を中心とした区民を主要ターゲットにブランド力の向上を図ることが示されている。将来像やテーマの方向性として、大田区の魅力を５つの「大田区の暮らし」（世界の近さ、豊かな自然、充実した子育て環境、あたたかい人とのつながり、魅力ある文化･芸術）として示し、ブランドメッセージ「わくわくに翼を」でプロモーションを展開していくことが示されている。本戦略では、魅力的な文化･芸術や歴史に触れる暮らしが取り上げられている。

## （８）大田区産業振興ビジョン　（令和６年(2024)３月策定）

大田区産業振興ビジョンは、令和６年度(2024)から令和 15 年度(2033)までの 10 年間を計画期間とし、区内産業の目指す姿やその実現に向けた施策の方向性等を示した計画である。

目指す将来像を「稼ぐ力を創出し、豊かな地域経済が未来に引き継がれるまち」としたうえで、基本方針を「変革」「集積」「連携」の３つを掲げて産業振興に取り組むことが示されている。特に、商業･観光産業の目指す姿と産業振興として、活気あふれる町工場や情緒を残す銭湯など、従来からの集積による魅力に加えて、今後発展が期待される他分野の要素と有機的に関連付けて、相乗的な価値を創出していくことが示されている。

## （９）大田区交通政策基本計画　（令和６年(2024)３月見直し）

大田区交通政策基本計画は、羽田空港跡地の再開発(HANEDA GLOBAL WINGS)、ＪＲ・東急蒲田駅と京急蒲田駅を結ぶ新空港線(蒲蒲線)などを見据え、区内の交通が大きく変化するなか、交通利便性を強化し、安心･持続可能なまちづくりを進めるために策定された計画である。

理念は「大田 G2C 2030(Ota Global to Community)」で、世界と地域をつなぐ交通の整備を目指す。基本目標は「暮らし」「都市の活力」「環境」の３つで、それぞれ暮らしやすい移動、都市の活性化を支える交通、環境負荷の少ない安全な交通を掲げている。また、ハードとソフト両面に対応し、多様な主体(行政、区民、事業者、大学等)の連携を柱としている。

## (10)空港臨海部グランドビジョン 2040　（令和６年(2024)３月）

空港臨海部グランドビジョン 2040 は、空港臨海部を対象に、2040 年を見据えた長期的なまちづくり指針である。2040 年の将来像として「多様な人々が交流・挑戦する“未来型創造都市”～世界へはばたく空港臨海部～」を提示し、基本方針には、①高度産業の集積拠点化、②人の活動と自然との調和、③次世代インフラ整備等が示されている。また、これらの基本方針に沿って、産業･物流･空港･港湾･防災･自然環境･脱酸素･観光･レジャー等に関するプロジェクトテーマと 34 のプロジェクトが設定され、各種の整備や取組が示されている。

特に、水辺や水域のにぎわい創出、既存の観光コンテンツの活用、見て触れて楽しめる周遊ルートの整備など、海と緑のレジャーをはじめとする観光振興策等が示されている。

## (11)大田区鉄道沿線まちづくり構想　（令和６年(2024)３月策定）

大田区鉄道沿線まちづくり構想は、新空港線(蒲蒲線)整備を契機に、沿線地域全体の持続的なまちづくりを目指し、大田区内の各鉄道駅周辺を対象に「沿線とともに発展するまち」「東京と世界をつなげるまち」を描く長期構想である。

将来像に「東京と世界をつなげるまち･おおた」を掲げ、新空港線により人の流れが変容し、駅ごとに特色を活かしたまちづくりが進み、区内外、ひいては世界とつながる交流と創造あふれる沿線都市の実現が掲げられている。2030 年代から 2050 年頃までを目標期間とし、沿線全体を「広域連携軸」として位置付け、エリア別構想や交通･環境･防災･産業などに応じた部門別方針も示されている。

## (12)大森駅周辺地区グランドデザイン　(平成 23 年(2011)３月策定)

大森駅周辺地区グランドデザインは、大森駅東西の特徴やまちの課題、周辺の状況の変化に対応しながら、地域住民･事業者･行政が一体となってまちづくりを進めていくため、総合的･長期的な視点で駅を中心とする地区の将来像を掲げ、これを実現させるまちづくりの方針に基づいた取組を示したものである。

まちの将来像として「歴史と文化と浜風かおる いきいきとした 心地よい『大森』」を掲げ、市街地形成の歴史と土地利用状況等を考慮し、「浜風かおるにぎわいエリア」及び「文化かおる緑のエリア」を対象エリアとして位置付けている。

いずれのエリアにおいても、大森海苔や旧東海道、大森貝塚や馬込文士村など、各エリア内の歴史･文化資源の魅力再発見や発信により、来訪者が楽しめるまちづくり、歴史･文化を継承･発信できるまちづくりに取り組むことが示されている。

## (13)蒲田駅周辺地区グランドデザイン　(令和４年(2022)４月策定)

蒲田駅周辺地区グランドデザインは、「都市計画マスタープラン」と整合させ、蒲田駅を中心とする地区の総合的･長期的な将来像とまちづくり方針を示す計画である。

まちの将来像として「にぎわいあふれる多文化都市、誰もが安心して気持ちよく過ごせる人にやさしい蒲田」を掲げ、その実現に向けて、地区内拠点や都市骨格軸を設定するとともに、まちづくりの方向性を示している。

JR･東急蒲田駅前拠点では「交通結節機能の強化」を示し、京急蒲田駅前拠点では「来街者を魅了する駅前拠点の形成」が示されている。また、２つの拠点を繋ぎ、さらに西方に延びる都市骨格軸は、商業などが連続し、にぎわいの広がりをつくる「歩いて楽しいストリートの形成」が示されている。

## (14)池上地区まちづくりグランドデザイン　(平成 31 年(2019)３月策定)

池上地区まちづくりグランドデザインは、「都市計画マスタープラン」や「おおた都市づくりビジョン」と整合を図りつつ、池上地区(池上駅周辺から本門寺地域を含む)を対象に、魅力的で、より良いまちの形成に向けた指針を示したものである。

将来像を「歴史･文化･自然を大切にし、にぎわいあふれ、区民や来訪者が快適に過ごせるまち」とし、その実現のための基本方針として「歴史･文化･自然との共生」「にぎわい創出」「安全で快適な暮らしの確保」「協働で進めるまちづくり」を掲げている。特に「歴史･文化･自然との共生」では、歴史的建造物が集積する池上本門寺周辺の、門前町としての沿道ファサードの整備や、総門から池上通りまでの参道整備の検討など、景観整備を進めることが示されている。

## (15)平和島駅周辺地区グランドデザイン　（令和７年(2025)３月策定）

平和島駅周辺地区グランドデザインは、平和島駅と中心とする平和の森公園など大規模公園を含む範囲を対象エリアとし、誰もが住み続けられるまちづくりに関する指針を示したものである。

まちの将来像を「東海道の風情と浜風を感じ、未来に向けて自分らしく過ごせる平和島」とし、その実現のための方針として「駅前機能の充実」「にぎわいの創出」「回遊性の向上」「安全･安心の確保」「住み続けられるまちづくり」を掲げている。特に「にぎわいの創出」では、景観を阻害する要因の解消など、歴史資源を活かしたまち並みの形成を図るため、景観計画に基づく地域の歴史･文化を活かした景観づくりに取り組むことが示されている。

## 3-3.歴史的風致の維持及び向上に関する方針

歴史的風致の維持及び向上に関する方針は、「3-1.歴史的風致の維持及び向上に関する課題」を踏まえて、以下の5つに整理する。

### (1)歴史的建造物や伝統行事等活動の認知度の向上に関する方針

歴史的建造物や伝統行事等の認知度向上を図るため、指定･未指定文化財などに対して学術的調査を実施し、各資源の歴史的意義や文化的価値を明確化する。その成果を活用してデジタルアーカイブの整備やパンフレット、ウェブサイトでの情報発信を強化し、普及啓発に努める。

また、地域住民と連携し、ガイドツアーや体験型イベントを開催することで、歴史文化資源への関心を高めるとともに、祭礼や歴史的建造物の公開を通じて、歴史文化資源の魅力を発信して地域内外の人々の理解を深める機会を創出する。

### (2)歴史的建造物の保存･活用の推進に関する方針

歴史的建造物の適切な保存･活用を推進するため、未指定文化財を含めた歴史的建造物に対して調査を行い、保存などの優先度を明確化する。そのうえで、所有者への支援策として、修繕費の補助や専門家による維持管理の助言を提供し、保護意識の向上を図る。

また、市街地の開発が進むなかで解体や改変が行われないよう、歴史的建造物の位置や価値を把握するための調査とデータベース化を行い、土地利用計画などとの調整を進める。さらに、建造物所有者の負担を軽減するため、各種の補助制度を活用し、技術的・財政的支援を行うほか、所有者の相談に応じるなど、行政･地域住民との協力体制を強化し、歴史的建造物の保存を促進する。

活用面では、歴史的建造物に対する耐震補強やユニバーサルデザイン化を必要に応じて進める。また、駐車場やトイレなどの便益施設の整備や、案内表示やデジタル技術を活用した情報発信を充実させる。

### (3)歴史的建造物の周辺環境の保全と向上に関する方針

歴史的建造物の周辺環境の保全と向上を図るため、景観計画に基づいて歴史的建造物との調和を図る景観形成の方針を明確化し、そのうえで、民間建築物だけでなく、公共建築物や道路、公園、河川といった公共施設の整備においても、景観重要公共施

設の制度を活用して歴史的建造物との調和を考慮した景観形成基準などの検討を進める。

また、開発が進む地域では、建築物の高さや外観、緑化などの景観誘導策を強化し、歴史的風致の維持と向上を図る。さらに、地域住民や事業者と連携し、景観保全に向けたガイドラインの策定を検討するなど、持続可能な環境整備の促進を図る。

## （４）人々の歴史や伝統を反映した活動の継承と活性化に関する方針

歴史や伝統を反映した活動の継承と活性化を図るため、各地域の伝統行事や民俗芸能の実態把握を行い、担い手不足や資金調達の課題について整理する。そのうえで、世代や性別を超えた参加を促す仕組みを構築し、新たな担い手の育成等に努める。

また、学校や地域団体と連携して伝統行事などの体験機会を提供することで、若年層の関心を高める。さらには、太鼓や鉦、面、獅子頭、装束などの用具類の修繕や維持管理のための助成制度を充実させ、経済的負担を軽減する。加えて、デジタルアーカイブの活用や情報発信を強化し、広く伝統文化の魅力を発信することで、地域の歴史・文化の継承を促進する。

## （５）歴史文化（歴史的風致）を活かした地域活性化に関する方針

歴史文化を活かした地域活性化を図るため、指定・未指定文化財の調査を進め、新たな価値付けを行うとともに、時代やテーマごとに関連付けたストーリー性のある周遊ルートの設定など「文化財群」として整理し、一体的な整備と情報発信を強化する。

また、区民や来訪者が歴史文化に親しめる環境を整備するため、多言語対応の案内板の設置に加え、日本語に不慣れな訪日外国人観光客などにも理解しやすい「やさしい日本語」を活用した解説を提供し、文化財や歴史的建造物の魅力を伝える。さらに、歴史的建造物を活用した特別イベントやツアーの開催、ユニークベニューの促進により、地域資源の魅力を高める。

市街地開発に関わる設計者や工事関係者に対しては、歴史的風致を尊重した設計・施工を推奨するためのガイドラインなどの策定を検討し、文化財周辺の景観調和や歴史的建造物の保全を促進して地域活性化のきっかけとする。

## 3-4.その他の歴史文化資源に対する取組方針

「1-5.その他の歴史文化資源」に示したように、「その他の歴史文化資源」は、「指定、登録または選定文化財」や「未指定文化財」とともに体系的に整理し、今後の歴史まちづくりを進める際の手がかりとする。

その際、人々の営みのなかで生まれ、育まれてきた各種資源に光を当てて顕在化させ、保存･継承への意識を高めていくことが重要である。

このため、資源のデジタルアーカイブ化や映像･記録による保存を進め、未来に伝える仕組みを構築するとともに、学校教育や生涯学習の場で積極的な活用を図る。

また、観光やまちづくり施策と連動させて地域の魅力を発信し、来訪者や住民の誇りを醸成する機会とする。さらに、これらの「その他の歴史文化資源」については、将来的に、その価値を丁寧に見極めつつ、必要に応じて「指定、登録または選定文化財」として位置付けることも視野に入れ、歴史的風致を構成する資源として活用する。これにより、地域の歴史的景観や物語性を豊かにし、まち全体の歴史的風致を一層充実させていくことを目指す。

# 3－5．歴史的風致維持向上計画の実施体制

「大田区歴史的風致維持向上計画策定庁内検討委員会」を「(仮称)大田区歴史的風致維持向上計画推進庁内委員会」と改編し、行政内部の計画(事業)実施に関する進捗管理と連絡調整等を行う。

また、「大田区歴史的風致維持向上計画策定協議会」は「(仮称)大田区歴史的風致維持向上計画推進協議会」と改編し、計画(事業)の進捗確認のほか、重点区域の変更や追加、新たな事業の追加等、計画変更に関する検討事項があった場合の協議を行う。

その他、事業の実施等に関しては、国・東京都等の関係機関や各種関連団体等との連携により進めていくものとする。

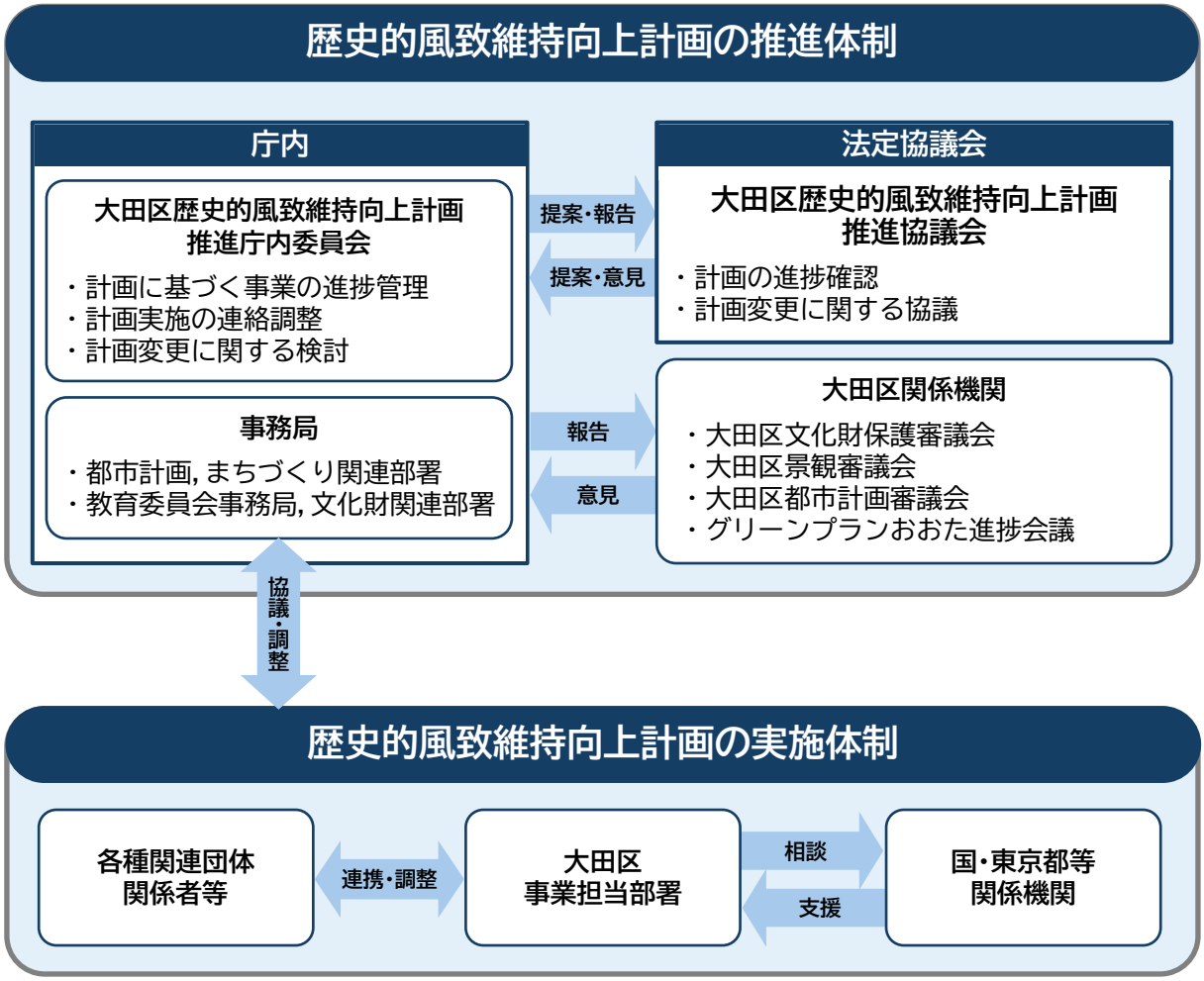


図 3-5-1　計画の実施体制